

石狩湾新港管理組合告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成29年10月6日

石狩湾新港管理組合  
管理者 高橋 はるみ

1 資格及び売払をする物品の種類

平成29年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

平成29年10月6日に一般競争入札の公告を行う物品の売払契約

(2) 資格

物品の売払契約（鉄くず等）に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類

工事発生材（鉄くず等）271.58t

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(2) 石狩湾新港管理組合が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等でないこと。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(6) 北海道公安委員会の金属くず商の許可を有する者であること。

(7) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成29年10月6（金）日から平成29年10月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時の間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 石狩湾新港管理組合

イ 提出先の所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南2丁目725-1

電話番号 0133-64-6661

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する申請の提出先に、提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 石狩湾新港管理組合

(2) 所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南2丁目725-1

(3) 電話番号 0133-64-6661